

函館水先区水先人会
会長 依藤 昭雄

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する 法律(平成18年法律第38号)により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適性かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の研修並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う事である。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行う。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督の関する諸施策を、その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事項

令和6年度は、水先法改正後18年目であることを考慮し、引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。

(1) 適正化事業

- ①会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ②会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ③品質向上に関する各委員会に於ける検討実施
- ④ユーザー対応窓口の運営による利用者意見聴取
- ⑤公益法人会計基準の基づく経理処理体制の整備
- ⑥日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人研修関連事業

- ①日本水先人会連合会から要請があった場合、他の水先区の業務支援に関する協力
- ②水先人会における所要の再教育研修の実施及び日本水先人会連合会が実施する研修への参加促進

(3) 業務取次窓口業務

- ①会員のする水先業務の引受に関する事務の適格な実施
- ②上記事務を行うための引受事務要領の整備

(4) その他の事業

- ①水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ②法人水先人会として設立後さらに必要な事項を順次準備して実施する

以上